



第4章



市民一人ひとりが輝く都市久留米 〈元気・躍動・市民都市〉



第1節 人権が尊重されるまちに

第2節 多様な市民活動が連帯するまちに

第3節 子どもの笑顔があふれるまちに

第4節 健康で生きがいもてるまちに

第5節 やさしさと思いやりの見えるまちに

第4章

市民一人ひとりが輝く都市久留米

〈元気・躍動・市民都市〉

市民一人ひとりが輝く都市は、市民一人ひとりの、地域や人を大切にしようとする意識や行動から創り出されるものです。また、行政も含めたそれぞれの活動がお互いに連帯していくことで輝きを増すものです。実現に向けて戦略的に取り組みます。

基本的な方向

これからの都市づくりの主役は市民一人ひとりです。自らが住む地域をよりよくするために、自らの責任と役割を果たしながら、市民一人ひとりが自らを磨き、個性を伸ばし、躍動することが都市の元気の源です。

市民一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重され、自己実現の主体的活動ができる“市民一人ひとりが輝く都市”を目指した取組を進めます。

◆まず、同和問題をはじめとするすべての差別や偏見の解消など、様々な人権に関わる問題の解決に取り組み、市民一人ひとりがお互いを理解し、人権を尊重し合う社会の形成を図るとともに、社会のあらゆる分野・局面で性別にかかわらず、一人ひとりが能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現する環境づくりを進めます。

◆子どもから高齢者まで、障害者も健常者も、すべての差別や偏見の壁をなくし、人権を尊重し合う社会の形成を図ります。

◆また、地域社会を構成する市民、企業、団体や目的を共通にする人たちなど、それぞれが個々の活動に力点を置いて、分権的、多中心的に輝き、それぞれの活動が互いに連帯していくネットワーク型の地域づくりを進めます。

◆特に、教育、福祉、環境、防災、防犯など地域に身近な課題・問題の解決には、地域社会や市民活動団体の役割が重要になっており、地域住民が参画し活動する地域コミュニティの再構築と、ボランティアやNPOなど公益的活動を促進する環境を整備し、市民の主体的な参加と連帯による都市づくりを進めます。

◆このような活動を盛んにするには、まず一人ひとりの自己実現のための主体的活動が原点であり、生涯にわたり、市民がその個性や能力を磨き、躍動するために必要な学習環境や生涯スポーツの環境整備・市民文化の振興を図ります。

◆久留米の未来を担う子どもたちについては、学校、家庭、地域社会が連帯し、やさしさや思いやり、個性を大切に、創造力を発揮し努力することの素晴らしさやわかる人間性豊かな人間として成長できるよう総合的に取り組みます。

◆さらに子どもから高齢者、障害者まで、市民一人ひとりが健康で生きがいを持って、生き生きと暮らしていけるよう、市民が自ら健康づくりに取り組む活動の促進や、高齢者などが社会的活動を行うための環境整備に取り組みます。

◆また、市民一人ひとりが地域社会の中で、生涯にわたって自立した暮らしができるよう、市民相互の連帯に支えられた地域福祉施策を推進します。



第1節 人権が尊重されるまちに

展望と課題

◆市民一人ひとりが輝く都市を実現するためには、すべての人の基本的人権が尊重され、一人ひとりの能力・可能性が十分に発揮できる社会、人権の世紀21世紀に相応しい人権感覚豊かな市民が、お互いの存在・人格を尊重し合いながら共に生きる社会づくりが必要です。

◆市民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、依然として根深く存在しています。平成12年に公布された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び14年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえながら、あらゆる場、あらゆる機会に人権教育、人権啓発を効果的に進めていくことが求められています。

◆なかでも同和対策は、これまでの取組により生活環境の整備・改善に一定の成果はあげているものの、依然として格差が存在しており、就業、教育、生活等の各面における格差の解消に向けた取組を継続する必要があります。

◆さらに、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりは、21世紀の重要な課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会づくりを促進する施策を図っていくことが重要です。「男女共同参画社会基本法」や、本市の「男女平等を進める条例」をもとに、男女共同参画社会の実現を目指した効果的な取組が必要です。

主要な取組視点



◆人権教育・啓発に当たっては、人権啓発センターを活用しながら、全市的な教育・啓発活動に加えて、地域（校区）での身近な活動を強化していきます。また、学校教育と社会教育の連携による効果的な事業を推進します。さらに、県南の中核都市として周辺とも連携し、リードするような人権教育に取り組む必要があります。

◆あらゆる分野での男女共同参画を進めるため、久留米市の男女共同参画行動計画に基づき、総合的・体系的な施策展開を進めます。特に、男女平等推進センターを事業拠点とした啓発・相談事業等に取り組むとともに、市民の主体的活動の促進を図ります。

施策体系



手話を交えた合唱

施策の内容

1 人権意識の確立

① 人権教育・同和教育の充実

◆「人権教育のための国連10年久留米市行動計画」に基づき、あらゆる機会、あらゆる場で、差別をなくす意欲と実践力を身につけた豊かな人権感覚を持った市民を育成するため、人権教育、同和教育の効果的な実施に取り組みます。

◆人権教育・同和教育の効果的な実施に必要な教材の整備や人材の育成を進めるとともに、教育関係者をはじめ人権教育に関わりの深い人への人権教育の充実に取り組めます。

② 市民啓発活動の推進

◆人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、市民自らが人権文化を確立することが必要です。そのため、人権啓発センターを活用し、市民の主体的な人権学習に必要な機会、場、情報、人材の提供など環境整備を図り、市民自らの啓発活動を促進します。

◆また、地域における身近な市民主体の学習活動を促進するために、全市的な組織体制の整備を図るとともに、校区ごとの組織体制の整備充実を図り、人権学習活動を支援します。



人権学習会

2 同和対策の充実

① 生活環境の整備・改善

◆健康で文化的な生活を営むことができる良好な居住環境の整備、道路整備など生活環境の整備に取り組めます。

② 職業安定施策の充実

◆就職の機会均等の保障や安定した就業の場の確保を図るため、関係労働行政機関等との連携協力のもとに、人材育成、情報交換、職業相談などの職業安定施策を充実します。

③ 社会福祉の推進

◆心身ともに健康で文化的な生活が保障されるように、同和保育の推進、高齢者福祉対策や健康づくり支援、隣保館、教育集会所や地域集会所の整備充実など、地域福祉の向上を目指します。

3 男女の自立と男女共同参画社会の実現

① 男女平等のための意識づくり

◆「久留米市男女平等を進める条例」に基づき、市民一人ひとりが性差別意識をなくし、男女共同参画の意識を確立するため、あらゆる場や機会をとらえて、教育・啓発に取り組みます。特に、セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス防止など、性暴力防止の啓発及び被害者支援策の充実を図ります。

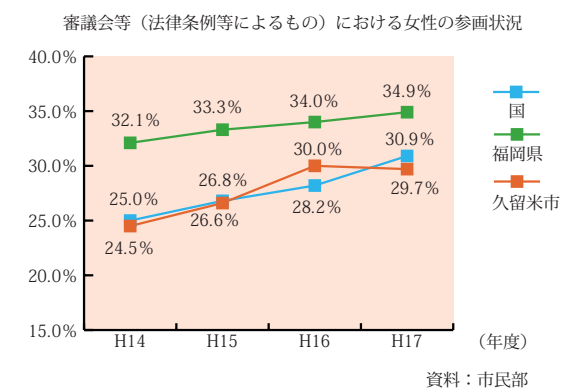


男女共同参画シンポジウム

② 男女共同参画の社会環境づくり

◆女性の政策方針決定の場への参画や、社会活動における男女平等を推進するために、人材育成、各種審議会等への女性の登用、社会活動・地域活動への女性参画の促進などに取り組めます。

◆また、雇用されている女性に限らず、農林水産業や商工自営業の従事者を含めた働く女性の環境整備や、女性の職業能力開発等のための就業支援策を推進し、働く場における男女平等の推進に取り組めます。



③ 男女が共に自立し、豊かで安心できる生活への支援

◆男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援、多様な家族形態に応じた自立支援、生涯を通じた女性の健康支援等の環境整備に取り組めます。

第2節

多様な市民活動が連帯するまちに

施策推進のための主な事業

1 戦略事業	
事業名称	事業内容等
人権教育・啓発推進事業	学校と地域の連携による人権教育啓発活動の推進を目的とした「人権のまちづくり協議会」を平成20年度までに、市内17のすべての中学校区に設置し、子どもから大人まですべての市民を対象に人権教育・啓発を進めます。
男女共同参画行動計画の総合的推進事業	男女共同参画行動計画に基づき、市全体を包含する実効性のある男女平等施策を総合的、計画的に展開し、平成26年度に実施する市民意識調査の中で「男女共同参画社会」という用語の周知度を70%にします。

展望と課題

◆市民一人ひとりが輝く都市を実現するには、まず市民一人ひとりが持つ能力と意欲を向上させるために必要な学習の場や機会が、生涯にわたって十分に整備されていることが重要です。加えて、それらの意欲と能力を活かすことのできる多様な市民活動が活発に行われ、市民が主体的に自由に参加できることが必要となります。そして、それらの活動が連帯し、市民主体のまちづくりが展開されることが求められています。

◆地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、地域社会の多様な機能が希薄化・衰退しつつあります。一方、個別化・多様化した市民ニーズの中には、日常生活に最も身近な地域社会や市民活動団体によって効果的・効率的に解決することが可能なものも増えています。そのため、地域社会を構成する市民・事業者が、自らの主体的な意欲をもって、それぞれの能力・資源を活かしながら、コミュニティ活動やNPO活動等に参加するための仕組みの整備が必要です。

◆ボランティア団体やNPOなど市民による非営利かつ公益的な活動の活性化を促進するため、必要な環境を整備するとともに、それらの活動の自主性、先駆性、非営利性などの特性を活かしながら、市民と協働したまちづくりに取り組むことが必要です。

◆また、これまで取り組んできた地域コミュニティ機能の再生への取組や地域社会活動の実績を踏まえつつ、地域住民の主体的な活動としてのコミュニティ活動と、行政組織として担う機能を整理しながら、全市的な視点からコミュニティ機能を再構築することが、今後の重要な課題です。

◆これらの多様な市民活動の活性化のためには、市民の公益活動への参画意識の醸成を図るとともに、活動に必要な知識・技能などを習得するために、生涯にわたって学習できる場や機会、情報や人材の提供などの必要な環境整備が求められています。

◆今後定年退職等が始まる「団塊の世代」の多様で貴重な知識や経験、技術を市民活動につなげていくことは、これからの地域コミュニティの活性化にとって重要です。

◆心豊かな市民生活の実現と、活力ある社会の形成にとって、文化芸術やスポーツの果たす役割は大きくなっていきます。文化芸術の振興のためには、自然や歴史、地域固有の文化や財産などを大切にしながら、市民、企業、文化団体をはじめとする様々な団体、そして行政が共に文化芸術の大切さについて理解を深め、様々な活動や取組を進めていくことが重要です。さらに、スポーツの振興のためには、人々が生涯にわたって様々な形でスポーツに親しむことができる環境を整備することが重要です。



主要な取組視点

◆多様な市民活動を構成するコミュニティ活動とボランティアやNPOなどの非営利かつ公益的な活動の振興を図るために、コミュニティ組織の再構築に必要な環境整備を進めるとともに、必要な情報提供、交流機会の提供、人材育成などの支援を行う市民活動サポートセンターの整備を図ります。

◆さらに、自己実現を図るための環境整備として、生涯学習支援機能も備えた博物館や、生涯スポーツの場の整備を図ります。

◆久留米市文化芸術振興条例（仮称）を制定するとともに、市民・企業・文化団体等をはじめとする様々な団体・行政が一体となった、豊かな地域文化の創造に取り組む体制の整備を図ります。



市民活動サポートセンター

施策体系

多様な市民活動が連帯するまちに

